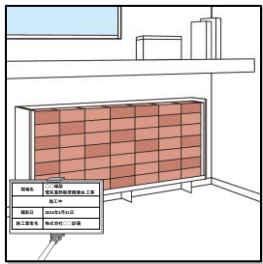
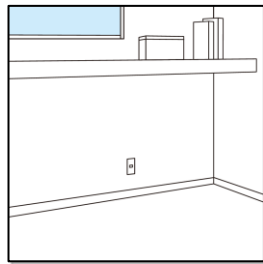
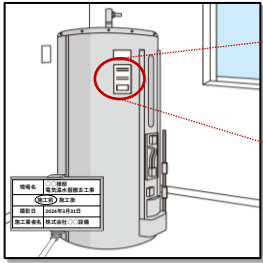

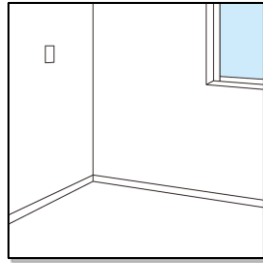


【補足資料】提出する写真の撮影における注意事項

4.撤去加算(電気蓄熱暖房機または電気温水器)の申請に必要な写真

※高効率給湯器の設置と合わせて行う場合に加算の対象となります。

電気蓄熱暖房機と電気温水器により、提出する写真が異なります。以下を参考にして、撮影を行ってください。

	撤去する機器	撤去する機器の銘板ラベル	機器が設置されていた場所
電気蓄熱暖房機	 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 撤去【中】に撮影 (レンガと中の構造が確認できることが必要) ◆ 契約日が2023年11月1日以前*1の場合は工事日(撮影日)を入れた工事看板等*2が必須になります。 ※ 撤去機器の写真の提出免除はありません。 	<p>電気蓄熱暖房機は、銘板ラベルは不要です。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 撤去【後】に撮影 ◆ 撤去【中】と同じ画角で撮影 ※ 撤去機器設置場所の写真の提出免除はありません。
	 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 撤去【前】に撮影 ◆ 契約日が2023年11月1日以前*1の場合は工事日(撮影日)を入れた工事看板等*2が必須になります。 ◆ 新しく導入する給湯器の設置場所と同一の場合は、この写真を『給湯器本体の工事【前】写真』としても提出可 ※ 撤去機器の写真の提出免除はありません。 	 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 以下が確認できることが必要 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 電気温水器であること ◇ 製品型式(型番) ※ 銘板の文字が消えている等、電気温水器であることが確認できない場合は、配管の本数が確認できる写真または保証書を提出してください。 ※ 銘板ラベルの写真の提出免除はありません。 	 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 撤去【後】に撮影 ◆ 撤去【前】と同じ画角で撮影 ◆ 新しく導入する給湯器と設置場所が同一の場合は、『給湯器本体の工事【後】写真』をこの写真としても提出可 ※ 撤去機器設置場所の写真の提出免除はありません。

*1 契約日と撮影日が2023年11月1日以前である場合は、着工日が2023年11月2日以降であることが確認できる追加書類の提出を求める場合があります。

*2 必ずしも工事看板である必要はありません(手書きの紙等でも可)が、画像編集により日付等を入れることは認められません。